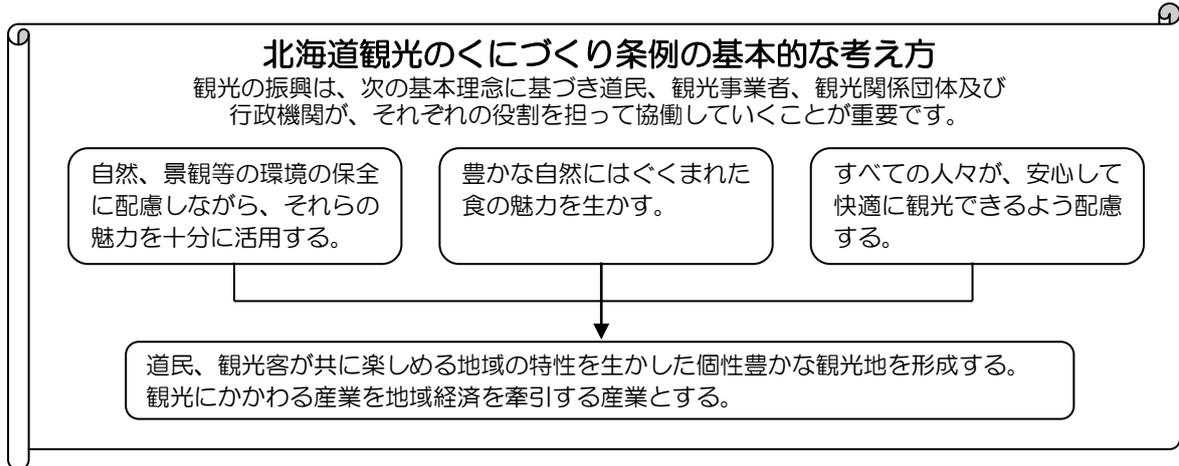


北海道観光審議会委員公募のお知らせ

道では、先人から受け継いだ豊かで優れた環境を守りながら、道民のみならず、北海道を訪れるすべての人がその豊かさを享受できるように、地域を愛するすべての人が協働し、知恵を出し合いながら観光のくにつくりを進めていくことをめざし、平成13年10月に「北海道観光のくにつくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、本道の観光を振興するための重要事項について幅広い分野からの意見を伺うため、「北海道観光審議会」を設置しています。

このたび、委員の改選にあたって、道民の皆様と共に考え、幅広い分野からの意見を今後の北海道観光の振興に反映させるため、次のとおり北海道観光審議会の委員を公募します。



○応募資格

- (1) 北海道内に居住する方
- (2) 北海道観光の振興について関心を持ち、年数回開催する審議会（札幌市内開催）に出席できる方
※ただし、国又は地方公共団体の議員や職員をされている方及び道職員であった方は応募できません。

○公募委員数

1人

○委員の任期

委嘱の日（令和6年5月）から2年間（予定）

○応募方法

応募にあたっては、次の①と②を、下記の応募先まで持参、又は郵送により提出してください。

①「応募用紙：別紙1」

②「作文：別紙2」

次のテーマについて、1,200字以内であなたの意見をまとめてください。

【テーマ】
あなたが考えるこれからの北海道の観光振興について

応募用紙はこちらの『北海道観光局のホームページ』からダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/253-shingikai/105049.html>

○募集期間

令和6年4月16日（火）から5月8日（水）まで

（郵送の場合は5月8日（水）必着とします。持参の場合は、5月8日（水）17時まで）

○選考

選考委員会において、作文及び応募用紙の記載内容により総合的に選考します。

選考結果は応募者全員にお知らせします。

○委員の仕事

北海道観光審議会の委員として、北海道観光を振興するための重要事項について、審議していただきます。（審議会は、15名の委員で構成されます。）

○報酬等

審議会に出席した場合は、規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

○その他

道のホームページに北海道観光審議会の開催内容と「北海道観光のくにつくり条例」、「北海道観光のくにつくり行動計画」が掲載されているので参考にして下さい。

→（審議会）<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/253-shingikai/singikai.html>

（条例）<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/jourei.html>

（行動計画）http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/252-kodo_keikaku/koudoukeikaku.html

問い合わせ先・応募先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課（観光企画）

TEL（代表） 011-231-4111 （内線 26-591）

TEL（直通） 011-206-6596

FAX 011-232-4120

担当者 福田、石川